

滋 子 若 私 第 3 3 3 号
令和 7 年（2025）年 3 月 31 日

滋賀県所轄学校法人 理事長 様

滋賀県知事 三日月 大造
（ 公 印 省 略 ）

滋賀県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類について（通知）

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 4 項の規定に基づき、滋賀県知事を所轄庁とする学校法人が滋賀県に提出する書類のうち、私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号に掲げる「所轄庁が定める書類」について下記のとおり定める。

記

1 私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29 号）第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類について

滋賀県知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第 2 条第 4 号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。

2 適用期日

令和 7 年度に係る書類の提出から適用する。